

第2 提言(案)

2 経済的支援の内容について

＝(2) カウンセリング費用について

犯罪被害による心理的外傷を原因とし、~~た~~深刻な精神的被害(以下「精神的被害」という)を受けた犯罪被害者等に対するカウンセリングに係る費用については、以下について特に配慮する必要がある。

~~精神的被害に有効な治療が、犯罪被害者等に広く施されるために、精神的被害に対する先進的な療法が保険診療の適用となるよう、その拡大に努めるとともに、既に保険診療の適用となっている療法については、その実施が一層促進されるよう、実状に応じて診療報酬評価を向上させるなどし、また、対応可能な精神科医、臨床心理士の増加を図るなどの取組を実施・強化する。~~

ア 医師によるカウンセリングについて

例えば、~~療~~長時間曝露法等のPTSD精神的被害に有効とされる療法について、保険診療報酬上の評価が、その手厚い診療内容に見合ったものになっていないとの指摘があることから、当該療法について科学的評価を行い、これを踏まえ平成20年度に予定している次期診療報酬改定の際において、必要に応じて措置を講ずる。

イ 臨床心理士、犯罪被害相談員等によるカウンセリング・相談について

また、~~臨床心理士、犯罪被害相談員等による民間被害者支援団体等における~~早期支援段階でのカウンセリング・相談についても、都道府県における予算措置が確着実になされ、さらには、早期支援後も継続してカウンセリング・相談が受けられるような予算措置の拡大がなされていくよう、国において、~~啓発・情報提供~~啓発・情報提供等の取組を行う必要がある。

なお、~~支援の対象については、~~犯罪被害者本人のほか、家族(遺族)等に対するカウンセリングの必要性、重要性に鑑み、その充実を図るも着目する必要がある。

修文理由：長時間曝露法はPTSDに有効とされる療法であるため。